

## 駐車場を設置・管理している皆様へ

平成13年4月1日から、東京都環境確保条例により、自動車を駐停車する際にはアイドリング・ストップをすることが義務づけられました。

また、20台以上収容できる駐車場を設置・管理している方は、利用者に対し、アイドリング・ストップを行うよう看板等(看板・ポスター・書面など)を掲出する方法で周知することが必要となりました。

つきましては、下記のような看板等の掲示をお願いします。

### 記

#### 看板等の掲示位置

利用者に認識されやすい場所(入口付近、壁、場内の柱など)

#### 掲示枚数

20台あたり1枚程度

#### 【記載例】

東京都の環境確保条例で、  
駐停車中はアイドリングは、  
禁止されています。  
駐停車中はエンジンを止めて  
ください。

大気汚染や地球温暖化防止のため、  
駐停車中はアイドリング・ストップを  
しましょう。  
駐停車中はエンジンを止めてくださ  
い。

#### その他

看板等の方法で周知することが難しい場合は、各利用者に対して個別に周知が図られるような手段を講じてください。

例：入場時に「駐車場内では、アイドリング・ストップをしてください」と放送、呼びかけ等を行う。

問い合わせ先：東京都環境局自動車公害対策部規制課

電話：03(5388)3528